

I 平成17年度予算のポイント

三位一体の改革に係る政府・与党合意(平成

地方6団体提案(約9,440億円)

特別会計事業	480億円
社会福祉施設整備費	1,300億円
保健衛生施設整備費	100億円
医療施設等整備費	170億円
その他	180億円
社会福祉	230億円
医療・保健衛生	450億円
高齢者施策	1,610億円
障害者施策	980億円
児童福祉	3,940億円

(民間保育所運営費 2,670億円)	



税源移譲

国保以外の移譲補助負担金 850億円程度

○ 国民健康保険の国庫負担の見直し

7,000億円程度

〔国民健康保険については、地方への権限移譲を前提に、都道府県負担を導入する。〕

※ 生活保護費負担金及び児童扶養手当の補助率の見直しについては、地方関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成17年秋までに結論を得て、平成18年度から実施する。

(参考)政府・与党合意全体の概要

税源移譲

- 概ね3兆円規模の税源移譲を目指す。
- 概ね3兆円規模の税源移譲のうち、その8割方について次のとおりとする。

・義務教育費国庫負担金(暫定)	8,500億円程度
(平成17年度分(暫定)4,250億円)	
・国民健康保険	7,000億円程度
・文教(義務教育費国庫負担金を除く)	170億円程度
・社会保障(国民健康保険を除く)	850億円程度
・農水省	250億円程度
・経産省	100億円程度
・公営住宅家賃収入補助	640億円程度
・総務省、環境省	90億円程度
平成16年度分	6,560億円程度
税源移譲額 合計	24,160億円程度
- 平成17年中に、以下について検討を行い、結論を得る。
 - 生活保護・児童扶養手当に関する負担金の改革
 - 公立文教施設等、建設国債対象経費である施設費の取扱い
 - その他

(注)① 生活保護費負担金及び児童扶養手当の補助率の見直しについては、地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成17年秋までに結論を得て、平成18年度から実施する。

② 公立文教施設の取り扱いについては、義務教育のあり方等について平成17年秋までに結論を出す中央教育審議会の審議結果を踏まえ、決定する。

16年11月26日)の概要(厚生労働省所管分)

政府・与党合意

交付金化

【施設整備費関係】(1,390億円程度)

医療・保健衛生 ○ 保健医療提供体制整備交付金

高齢者施策 ○ 地域介護・福祉空間整備等交付金

児童福祉 ○ 次世代育成支援対策交付金(施設整備分)

+

7,850億円
程度

地方の創意工夫を生かす観点から、
上記に併せて交付金化・統合補助金化

【事業費関係】(1,910億円程度)

社会福祉 ○ セーフティネット支援対策事業(統合補助金)

医療・保健衛生 ○ 保健医療提供体制推進事業(統合補助金)

高齢者施策 ○ 介護保険地域支援事業交付金

障害者施策 ○ 障害者地域生活支援事業(統合補助金)

児童福祉 ○ 次世代育成支援対策交付金(施設整備分を除く)
○ 児童虐待・DV対策等総合支援事業(統合補助金)
○ 母子家庭等対策総合支援事業(統合補助金)
○ 母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金)

補助負担金改革

内閣府本府	10億円程度
総務省	90億円程度
文部科学省	
義務教育費国庫負担金	8,500億円程度の減額(暫定)
(うち17年度分(暫定))	4,250億円)
その他の国庫補助負担金等	230億円程度
厚生労働省	9,340億円程度
農林水産省	3,040億円程度
経済産業省	180億円程度
国土交通省	6,460億円程度
環境省	540億円程度
合 計	28,390億円程度

(注) 28,390億円のうち、
17,700億円は税源移譲につながる改革
4,700億円はスリム化の改革
6,000億円は交付金化の改革

税源移譲対象事項の概要

○国民健康保険 【7, 000億円程度】

〔次ページ参照〕

〔国民健康保険を除く税源移譲額 850億円程度〕

○養護老人ホーム等保護費負担金 【約567億円】

養護老人ホームの運営に要する経費

○在宅福祉事業費補助金の一部 【約120億円】

生活支援ハウスの運営に要する経費

市町村が行う高齢者等の緊急通報体制の整備等に要する経費

○児童保護費等補助金の一部 【約91億円】

保育士等が出産休暇等を取得する場合の代替職員の雇い上げ経費

公立保育所における延長保育基本分（開所時間内の職員の加配経費）

○医療施設運営費等補助金の一部 【約28億円】

病院が輪番制により行う休日・夜間における救急医療体制の確保に要する経費

○母子保健衛生費負担金の一部 【約14億円】

市町村が行う1歳6か月児・3歳児の健康診査に要する経費

○医療関係者養成確保対策費等補助金の一部 【約8億円】

看護師養成所等に在学中の学生に修学資金を貸与する事業の貸付原資への補助

○国民健康保険特別対策費補助金の一部 【約8億円】

退職被保険者に係る適用の適正化、都道府県の医療費適正化等の事業に要する経費

○保健衛生施設等設備整備費補助金の一部 【約5億円】

保健所及び市町村保健センターの初度設備等に対する補助

○麻薬取締員費等交付金 【約5億円】

都道府県の「麻薬取締員」に係る人件費等

○国民健康保険広域化等支援事業費等補助金の一部 【約5億円】

都道府県が行う保険者に対する国保事業の運営に係る助言・指導等の経費

○疾病予防対策事業費等補助金の一部 【約1億円】

都道府県が行う献血の推進を図るための啓発事業に対する補助

○麻薬等対策推進費補助金 【約1億円】

都道府県の「麻薬中毒者相談員」、「薬物乱用防止指導員」の活動に対する補助

○児童福祉事業対策費等補助金の一部 【約1億円】

社会福祉法人が設置する保育士養成所に対する補助

国民健康保険制度の改革について

- 1 新たな都道府県負担の内容は以下のとおり。
 - ① 都道府県財政調整交付金の導入 給付費等の7%
ただし、平成17年度は経過措置として5%
 - ② 保険基盤安定制度（保険料軽減分）の都道府県負担の変更
(1/4 → 3/4)

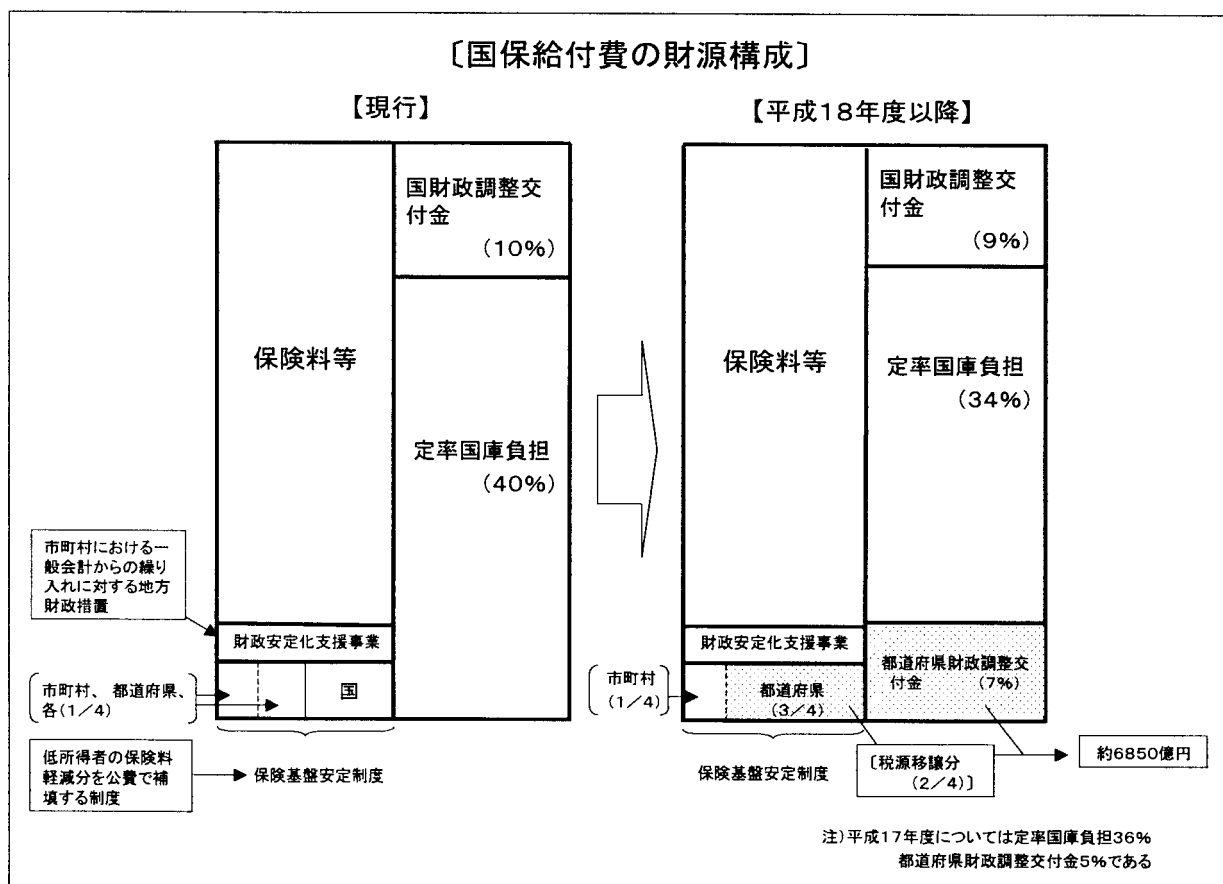
- 2 都道府県負担導入に伴い、給付費等に対する国庫負担を以下のとおり見直し。

国財政調整交付金	9%
定率国庫負担	34%

ただし、平成17年度は経過措置として定率国庫負担は36%。

- 3 都道府県負担導入に伴う税源移譲額は約6,850億円。
うち、平成17年度実施分は約5,450億円。

- 4 上記見直しに伴う国民健康保険法の改正法案は、平成17年通常国会に提出することとし、平成17年度における経過措置については当該法案の附則で対応。



交付金化・統合補助金化の概要

○地域介護・福祉空間整備等交付金（８６６億円）

〔概要〕

①市町村整備交付金

市町村内の生活圏域を単位として、地域密着型サービス拠点、介護予防拠点等の整備を内容として市町村が定める市町村整備計画が、国が定める基本方針に照らして適当なときは、市町村に対して交付金を交付する。

②施設環境改善交付金

特別養護老人ホーム等の整備や既存施設の個室・ユニット化等を内容として都道府県が定める施設環境改善計画が、国が定める基本方針に照らして適当なときは、都道府県に対して交付金を交付する。

○次世代育成支援対策交付金（５１３億円）

〔概要〕

①次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）（３４６億円）

次世代育成支援対策推進法に規定する行動計画に基づき市町村が実施する地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援事業その他次世代育成支援対策に資する事業を支援するため、市町村に対して交付金を交付する。

②次世代育成支援対策施設整備費交付金（ハード交付金）（１６７億円）

待機児童解消や児童養護施設などの小規模ケア化に資するような施設整備など、保育所のみならず、様々な地域の子育てサービス拠点も含めた整備を重点的に支援するため、次世代育成支援対策推進法に規定する行動計画をもとに都道府県・市町村が作成する整備計画に基づき、市町村及び都道府県に対して交付金を交付する。

○児童虐待・DV対策等総合支援事業（１８億円）

〔概要〕

各自治体における要保護児童対策やDV対策などの一層の推進が図られるよう、従来の児童虐待防止対策関連事業、DV・女性保護対策関連事業等を再編・整理し、補助基準の緩和等を図ることにより、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする。

○母子家庭等対策総合支援事業（１９億円）

〔概要〕

各自治体における母子家庭等の子育て・生活、就業支援等の一層の推進が図られるよう、従来の母子家庭等日常生活支援事業、母子家庭等就業・自立支援センター事業等を再編・整理し、補助基準の緩和等を図ることにより、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする。

○母子保健医療対策等総合支援事業（３６億円）

〔概要〕

各自治体における子どもの健康の確保と母子保健医療体制等の一層の充実が図ら

れるよう、従来の周産期医療ネットワークの整備事業、不妊治療に対する支援事業等を再編・整理し、補助基準の緩和等を図ることにより、各自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする。

○セーフティネット支援対策事業（136億円）

〔概要〕

地域社会のセーフティネット機能を強化することを目的として、地方自治体が生活保護受給世帯のほか、地域社会の支えを必要とする要援護世帯に対し、自立支援プログラムの策定や自立・就労に向けた様々な支援サービスを一体的に実施するため、補助基準等を緩和し、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする。

○介護保険地域支援事業交付金（平成18年度実施）

〔概要〕

総合的な介護予防システムの確立のため、現行の老人保健事業、介護予防・地域支え合い事業等を見直し、市町村が効果的な介護予防サービスを提供すること等を内容とする「地域支援事業（仮称）」を新たに介護保険制度内に創設し、その円滑な実施のために市町村に対して交付金を交付する。

○保健医療提供体制整備交付金（平成18年度実施）

〔概要〕

新たな医療計画制度等の実効性を確保し、医療提供体制と地域保健・健康増進体制との連携充実を図る観点から、都道府県の作成した「保健医療提供体制事業計画」に基づく、救急医療施設、看護師養成所、保健所、市町村保健センター等の施設整備に対して交付金を交付する。

○保健医療提供体制推進事業（平成18年度実施）

〔概要〕

新たな医療計画制度等の実効性を確保し、医療提供体制と地域保健・健康増進体制との連携充実を図る観点から、都道府県の作成した「保健医療提供体制事業計画」に基づく、看護職員就労等対策費、救急医療施設運営費、病院内保育所運営費、地域保健対策事業費等について、補助基準の緩和等を図ることにより、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする。

○障害者地域生活支援事業（平成18年度実施）

〔概要〕

障害者の地域生活を支援することを目的として、相談支援事業や移動支援事業、生活訓練事業といった基礎的なサービスについて、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により効果的・効率的に提供するため、補助基準等を緩和し、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営等を可能とする。

持続可能な介護保険制度の構築

改革の全体像

介護保険制度については、制度の基本理念である、高齢者の「自立支援」、「尊厳の保持」を基本としつつ、制度の持続可能性を高めていくため、以下の改革に取り組む（平成17年通常国会に関連法案を提出予定）。

I 介護保険制度の改革

1. 予防重視型システムへの転換

「明るく活力ある超高齢社会」を目指し、市町村を責任主体とし、一貫性・連続性のある「総合的な介護予防システム」を確立する。

⇒新予防給付の創設、地域支援事業（仮称）の創設

2. 施設給付の見直し

介護保険と年金給付の重複の是正、在宅と施設の利用者負担の公平性の観点から、介護保険施設に係る給付の在り方を見直す。

⇒居住費用・食費の見直し、低所得者等に対する措置

3. 新たなサービス体系の確立

痴呆ケアや地域ケアを推進するため、身近な地域で地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供を可能とする体系の確立を目指す。

⇒地域密着型サービス（仮称）の創設
⇒地域包括支援センター（仮称）の創設
⇒医療と介護の連携の強化

4. サービスの質の向上

サービスの質の向上を図るため、情報開示の徹底、事業者規制の見直し等を行う。

⇒情報開示の標準化
⇒事業者規制の見直し
⇒ケアマネジメントの見直し

5. 負担の在り方・制度運営の見直し

低所得者に配慮した保険料設定を可能とするとともに、市町村の保険者機能の強化等を行う。

⇒第1号保険料の見直し
⇒市町村の保険者機能の強化
⇒要介護認定の見直し、介護サービスの適正化・効率化

見直しの基本的視点

明るく活力ある
超高齢社会の構築

制度の持続可能性

社会保障の総合化

II 介護サービス基盤の在り方を見直し

高齢者が住み慣れた身近な地域で暮らし続けることができるよう、地域における介護サービス基盤の計画的整備を推進する。

⇒地域介護・福祉空間整備等交付金（仮称）の創設